

# 総務委員会会議録

令和5年3月9日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 10:48

## 【 案 件 】

1. 議案第 2 号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)
2. 議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
3. 議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例
5. 議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
7. 議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

「議案第2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」についてご説明いたします。

議案第2号・3号と表示しております。令和4年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するもので、歳入歳出予算の総額に1億1662万3千円を追加して、928億2044万8千円にしようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、地方交付税の普通交付税につきましては、地方交付税の交付の原資となる国税収入が増加したことに伴い、令和4年度限定で創設された臨時経済対策費の増などにより、2億9155万7千円を追加するものでございます。

分担金及び負担金の新型コロナウイルスワクチン広域接種事業市町村負担金につきましては、嘉麻市、桂川町と実施している小児用ワクチンの接種について、当該市町の対象となる人口割で負担金を受け入れるもので、469万8千円を計上するものでございます。

国庫支出金、県支出金、市債につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。このうち国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、交付額の7216万3千円を追加するものでございます。

繰入金では、今回の補正による財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を3億8775万9千円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、地域振興費、公共交通対策事業費の小竹天道線など5つのバス路線維持負担金につきましては、負担額が確定いたしましたので、補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。農林水産業費、農業土木費に記載しております2つの事業につきましては、国補正に伴い前倒しとなる事業でございます。県営農業生産基盤整備事業費は、昭和ため池改良県営事業負担金を1500万円追加し、次の農業施設防災減災事業費は、県補助金を活用して、防災重点ため池の劣化状況、地震や豪雨に対する耐性評価に係る委託料を

4430万円追加するものでございます。

林業振興費の森林整備基金管理費では、歳入の森林環境譲与税と同額を基金に積立てするため50万4千円を追加するものでございます。

土木費の道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費は、国補正に伴い前倒しするもので、蟹ヶ迫橋など4橋の設計委託料、2172万円を追加し、道路橋梁新設改良費、立岩・上三緒線道路改良事業費は、工事の工期延長に伴い仮設道路を現状のまま保持するため、借地料及び損失補償費の合計で184万5千円を追加し、公園費の公園施設長寿命化事業費につきましても国補正に伴い前倒しをするもので、旌忠公園など9つの公園の遊具等の整備費用、3300万円を追加いたしております。

教育費、公民館費のコミュニティセンター改修事業費は、設計委託料等について、令和5年度当初予算に予算計上し、実施することとしたため減額するものでございます。

繰越明許費では、防災重点ため池地震豪雨耐性評価委託料など5件につきまして、年度内の事業完了が見込まれないため追加し、このうち立岩・上三緒線道路改良事業は、工事のみで繰越明許費を設定していたものを廃止し、今回補正予算を計上しております借地料などを含め、改めて繰越明許費を設定するものでございます。

7ページ以降に、令和4年度の補正に係る歳入歳出予算額の推移表、及び市債、基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

地域交通対策のほうで、地域振興費、公共交通対策事業費において、バス路線の維持負担金が増加補正となっておりますが、過去5年間程度で構いませんので、バス路線維持費負担金がどのような推移をしているのか、お聞かせください。

○地域公共交通対策課長

民間路線バスの維持負担金の令和元年度以降の実績につきましましては、各年度で対象路線、新型コロナウイルス対策関係支援分を含む国県補助等が異なっておりますのでばらつきがございます。令和元年度から3年度までは実績を説明いたします。令和元年度はJR九州バス1路線、西鉄バス2路線に対し、2890万9千円。令和2年度は、コロナ関係の補助、JR九州バス路線の廃止、西鉄バス一部区間廃止等の関係もあり、西鉄バス2路線に対し402万4千円。令和3年度は、コロナ関係補助対象路線が市内路線の全5路線に全て拡充したとの関係もあり、西鉄バス5路線に対して、7144万4千円となっております。今年度、令和4年度につきましましては、今回の補正予算により西鉄バス5路線、合計で総額9343万円の予算額となり、令和5年度も同路線に対し同額の予算を計上しております。

○深町委員

次に、今回のバス路線維持負担金が増額補正となっておりますが、主な原因は何かお聞かせください。

○地域公共交通対策課長

今回の補正予算につきましましては、令和3年10月から令和4年9月の期間における市内5路線の運行に関する欠損額が確定しましたので、その補填をするため予算の補正をお願いするものでございます。この路線維持負担金は、運行経費から運賃収入及び国県補助金等を差し引いた欠損額を補填しております。今回の補正予算につきましましては、各路線で状況は異なりますが、全体としまして、予算編成時の想定と比べまして、運行費用の増額、利用者数減少による運賃収入の減額及び国県補助の減額等によりまして、欠損額が増加したため増額補正の必要が生じたものでございます。

○深町委員

最後に、今後バス路線を維持していくために、どのように考えているのか、お聞かせください。

○地域公共交通対策課長

現在、本市内を運行している、いわゆるローカル線のバス路線5路線は全て西鉄バスでございまして、全ての路線に対して赤字補填を行っております。西鉄とは、定期的に情報交換や協議等を行っており、その中で赤字補填を行っている路線につきましては、運行を継続していく旨の意向をお聞きしております。また、コミュニティ交通につきましては、民間路線の公共交通機関の確保維持のため、今年度から官民の役割分担や民間路線バスへの乗り継ぎ利用などを考慮した新たな交通体系での運行を行っております。本市といたしましても、民間路線バスの確保維持は、市民にとって大変必要なことだと考えておりますので、必要な赤字補填の継続、コミュニティ交通による補完や乗り継ぎ利用の促進を行うとともに、市民の皆様にもバスを利用させていただいて、路線を確保維持できるように、取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

土木費の道路橋りょう新設改良費、立岩・上三緒線の道路改良事業費、これ繰越明許費、また振り替えるんですけどね。184万5千円、これ今内容聞きますと借地料とか、損失補償費ということですが、これは工期延長に当たり、1年間の実質上、184万5千円ぐらいかかるという見方でよろしいでしょうか。

○土木建設課長

これにつきましては、用地取得に一部時間を要しました。用地契約が2月に終わりましたことで、一部区間の工事ができない、当初予定しておりました場所ができない状態になりましたので、場所につきまして国交省の堤防を掘削すること、堤防の道路をあつかう工事になりますので、その区間が10月以降に、今度5月までの工期になってしまいますので、10月以降の工事に発注その箇所をするために1年間、土地を借りて、あと耕作補償をするような形で計上しております。

○小幡委員

この工事の概要と見込みが分かれば。概算でいいから教えてください、工事概要と。

○土木建設課長

概要につきましては今、飯塚第1中学校の正門の堤防、遠賀川の堤防沿いにある、道路に関して、通学路としてなっております。そこに歩道がないような状況になっております。ない区間を一応整備していくような形で、令和7年度の完了を目指して、やっていくように計画しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 13

再 開 10:13

委員会を再開いたします。

次に、「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○固定資産評価審査委員会事務局長

「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。固定資産の価格に関する不服審査の手續等を規定している飯塚市固定資産評価審査委員会条例について、行政不服審査法施行令の改正に伴い、本条例の規定を整備するものです。

内容につきましては、6ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条第2項第1号の所在地を居所に、第3項の住所を住所または居所に、第4条第3項を第3条第1項に改めるものです。以上簡単でございますが、「議案第18号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書9ページをお願いいたします。本条例案は、令和4年第6回定例会において議決をいただきました本市一般職の職員の給料表の改定を参考に、会計年度任用職員の給料を改正するものでございます。

この改正によりまして、職務の級を2級と定めた会計年度任用職員につきましては、月額を400円から3700円の幅で、職務の級を1級と定めた会計年度任用職員につきましては、月額を4500円から5900円の幅で増額するものでございます。

なお、今回の給料表の改正に伴いまして、影響を受ける会計年度任用職員の数につきましては、765名でございます。また、1人当たりの影響額といたしましては、会計年度任用職員全体の平均で申し上げますと、月額約4200円の増、年間で約5万1千円の増となっております。改正表につきましては、10ページから17ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが、「議案第20号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決するこ

とにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」について補足説明をいたします。

議案書の59ページをお願いいたします。本議案は、2004年に制定された犯罪被害者支援法及び2018年に制定された福岡県犯罪被害者等支援条例を補完するものとして、犯罪行為により不慮の死を遂げた人の遺族や、その行為により重症病を負った人に対して、受けた被害からの早期回復や軽減を図るとともに、生活再建の一助となることを目的としております。本条例の主な内容につきましては以下の3点がございます。

第1点目としまして、議案書60ページの第3条において「基本理念」を定め、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳と、それにふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう推進しなければならないことや、犯罪被害者等が受けた被害が、状況や原因などで、2次的被害に苦しめられている事情に応じるとともに、個人情報について最大限の配慮を行い適正な取扱いを確保すること。また、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることとしております。

2点目としましては、第4条及び第5条の、「市の責務」及び「市民等の責務」についてでございます。市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するとともに、施策を実施するに当たっては、国や県、また犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等と相互連携を図るものとするのと併せて、市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援が必要であることの理解を深め、また、2次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市の施策に協力するよう努めることとしております。

3点目としましては、第7条「犯罪被害者等見舞金の支給」において、犯罪被害者等に対して、国の一時金が支給されるまでの間、経済的負担の軽減を図るために、遺族見舞金30万円、また、犯罪被害者傷害見舞金10万円を支給することができることを含めて、第8条「日常生活の支援」や、第9条「居住の安定」について必要な支援に努めることとしております。

なお、これら3点を含め、犯罪被害者等の支援の必要性等について、広く、市民等への理解促進を図ってまいります。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○深町委員

今回、新たに本条例が制定されるということですが、この条例が制定されるようになったのには、どのような背景があるのか、お聞かせください。

○防災安全課長

殺人などの故意の犯罪等により、被害を受けられた方及びその家族や遺族は、生命や身体への被害といった直接的な被害に加え、周囲からの誹謗中傷などの2次的被害や、加害者からの再被害の恐怖や不安にさらされており、国において、平成16年、2004年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等の支援に関し、国、地方公共団体及び国の責務が明記され、これを受けて、福岡県でも平成30年に福岡県犯罪被害者等支援条例が制定されております。これらの取組において、基礎自治体である市町村においても同様の支援を行うよう規定がされていることとあわせて、県内市町村間における統一的な支援が行われるよう、福岡県及び福岡県警からの要請等も含め、今回の上程に至っておるところでございます。

○深町委員

次に、第4条の市の責務において、第2項中に民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものと相互に連携を図るといふことがありますが、本市は具体的にどのような施策を実施し、連携を図ることを考えているのか、お聞かせください。

○防災安全課長

本市の支援としましては、県内市町村と同様となります遺族見舞金30万円、及び犯罪被害者傷害見舞金10万円の見舞金制度が挙げられます。あわせまして、福祉部局等が実施するそれぞれの福祉支援や、現住所等における生活が不安である場合などには、市営住宅のあっせん等も行われるよう進めているところでございます。また、他団体等との連携につきましては、まずは飯塚警察署及び福岡県との連携が必要というふうに考えております。あわせまして、国、県等からの業務委託等により支援事業を実施しております公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターとの連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○深町委員

最後に、第5条の市民等の責務において、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するとありますが、市民等は具体的にどのような施策に協力することになるのでしょうか、教えてください。

○防災安全課長

市民の皆様には、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援が必要であることの理解を深めていきたいと思っております。また、2次的被害が生じることのないよう十分配慮する必要があります。このことにつきまして、市が実施する啓発事業等への参画、及び地域における研修会等の実施について、ご協力をいただければというふうにご考えておるところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

テレビやニュースで事件が多発していますよね。こういう条例は遅いのではないかぐらいの時代になりましたけど。これは、条例制定はいいことだと思いますね。また4月1日からの施行ということで、1点だけお聞きします。防災安全課の課長が説明されていますけども、第6条にこういった犯罪被害者等の方々からの支援窓口を設置するということですが、今どこの所管で窓口はどのような設置の予定になっているか、教えてください。

○防災安全課長

今現在、警察署との連携が非常に強い、この防災安全課が窓口になっております。引き続き、情報の共有等も必要でございますので、私ども防災安全課が窓口というふうにご考えているところでございます。

○小幡委員

4月1日以降でしようけども、今、防災安全課のほうで窓口を携わるといふことですが、啓発活動もされるんでしようけども、被害者になるということは何か事件が起こって、決定しないと被害者、加害者というのははっきりしないでしょう。被害者のその被害の状況にも応じるんだけど、見方とすれば、私が被害者になった、その被害者は入院していると仮にした場合、その家族も生活支援も含めて、相談窓口が対応していきたいという考えでいいんでしよう。そうしたときに、多岐にわたっているいろんなアドバイザー、アドバイスが増えてくると思うんですけど、今のイメージでいいから、どういった啓発というか、市民にどういふふうなお知らせというか、被害に遭ったらこうしてくださいとかいふのは、どういふPR、PRじゃないね。周知を考えておられるかだけ教えてください。

○防災安全課長

実は現在においても犯罪被害者等の支援の、いわゆるやさしいまちづくりというふうな形の大会を、飯塚警察署が主催といたしますか、主体となって、私ども飯塚市と桂川町と合わせて、

そういう大会を開いて、被害を受けられた方に発表いただいたり、そういうところの大会をしております。こういうことを、まずは広めていきたいというところとあわせて、先ほどもちょっと言いましたけれども、例えばまちづくり協議会や、いろんな各団体が地域のほうにございますので、そちらのほうにもこういうふうなことのご案内をさせていただきながら、ぜひ理解を深めていきたいというふうに進めていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の62ページをお願いいたします。本件は、令和3年4月13日付で発出された、消防団員の処遇の改善を図るための「非常勤消防団員の報酬等の基準」に従い、報酬額の改定等関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

改正する内容につきまして、説明します。議案書63ページからの新旧対照表をお願いいたします。

まず、63ページ条例第10条第2項及び第3項につきまして、後に説明します出動報酬の創設に併せまして、文言等の整理を行ったものでございます。

続きまして、今回の要旨であります、条例第12条報酬関係でございますが、年額報酬について、国の示す基準額より少ない階級について、国の示す基準額以上の報酬額に改定させていただいております。

議案書の64ページ別表第1をお願いいたします。対象となります階級は部長以下であり、改定後の報酬額はそれぞれ、部長が3万3600円から4万2千円へ、班長が2万2700円から3万7千円へ、団員が2万100円から3万6500円へ改定となります。なお、これまで支給しておりました「運転手手当」につきましては、廃止とさせていただきます。

併せまして、前述でも触れました、「出動報酬」につきまして新たに創設し、議案書の65ページに記載の別表第2にありますとおり、災害出動や訓練等において、4時間を超える場合は8千円を、また4時間までの場合は4千円を支給することとしております。

最後に、議案書の63ページに戻りまして、条例第13条の「費用弁償」についてですが、これまで、訓練に出務した場合に、日額2400円を支給しておりましたが、これを廃止し、法的知識や奏功事例等の座学を中心とした研修等に参加した場合について、これまで同様、訓練実施にかかる会議に出席した場合に追加し、日額2400円を支給することとしております。併せまして、第2項において、災害出動の命を受け出動したにもかかわらず、誤報や、現着時には鎮火していた等の事由により、実際の災害活動には至らなかった場合は、交通費相当分として、日額800円を支給することとしております。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」及び、「議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」以上2件については関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第29号及び30号」について補足説明いたします。

本案2件につきましては、近隣市町において必要な生活機能を確保し、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成しております本市及び嘉麻市、桂川町との定住自立圏において、今年度末で、嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの計画期間が終了することから、来年度からの第2次共生ビジョンを策定するに当たり、今年度、連携事業の追加や削除など、見直しを行ったことに伴いまして、本市と嘉麻市及び本市と桂川町のそれぞれの間で締結している定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の66ページをお願いいたします。まず、議案第29号の飯塚市と嘉麻市との変更協定になりますが、内容につきましては、70ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

71ページをお願いします。新たな連携事業として「スポーツ振興」という項目を設けたことにより、その取組内容や本市と嘉麻市の役割を記載した表を追加するものでございます。

72ページをお願いします。表右側の「環境衛生」につきましては、RDF関係の連携事業が廃止になったことにより削除するものでございます。なお、この環境衛生の項目につきましては、本市と嘉麻市のみの協定項目となっております。

その他の項目につきましては、一部、文言の整理等に伴う変更を行うものでございます。

76ページをお願いします。「議案第30号」の飯塚市と桂川町との変更協定になります。

先ほど説明しました嘉麻市との変更協定のうち、環境衛生の項目以外は、嘉麻市の協定と同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

また、補足資料として、第2次共生ビジョンの最終案を添付させていただいておりますが、ただいま説明いたしました変更内容が反映されたものとなっております。

次に、現行の共生ビジョンからの主な変更点のみを、補足資料の第2次共生ビジョンの最終案で説明させていただきます。

1ページは定住自立圏構想の概要として、目的や計画期間等を記載しております。

2ページから27ページまでは、圏域の現状及び課題として、主に人口動態や産業の動向等の統計データ等を掲載しており、それぞれ現状に即して時点修正を行っております。

30ページをお願いします。施策体系図になりますが、(5)スポーツ振興として「体育施設の相互利用」を新規の連携事業として追加しております。

41ページに、当該連携事業の内容について事業の概要などを記載しており、第2次共生ビジョンの期間中に、各市町の住民が圏域内の体育施設を相互に、より利用しやすくなるための



仕組みづくりについて、2市1町の関係各課で協議・調整していくという内容としております。

以上が主な変更点になりますが、来年度より、第2次共生ビジョンに基づき、引き続き2市1町で各種連携事業を推進し、圏域の活性化に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点だけ確認です。今の説明の中でこの定住自立圏に関しましては、定住に必要な生活機能を圏域で確保するため役割分担し連携することで、圏域全体を活性化させることを目指すものという説明がございました。その中で、私がつづつと思っているのが、子ども医療費の問題、これは飯塚市と嘉麻市で違いがございます。ですから、これは統一すべきではないかと思うんですね。いろんな事情があって、嘉麻市がそういうふうになったというのは理解をしておりますけれども、ただ嘉麻市の子どもさんが飯塚市の病院にかかったときに、無料なんですね、18歳までは無料になるんですね。ところが飯塚市の方が嘉麻市の病院にかかっても、15歳まででしたかね、今無料は。それ以上の方は有料に、自己負担がありますよね。こういうところは統一すべきだと私は思いますけれども、その辺りの考え、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○総合政策課長

先ほど補足資料の共生ビジョンのほうの30ページに、施策体系図ということで掲載させていただいておりますが、各連携事業に関しましては、そちらに分野ごと医療、福祉、子育て支援、そういった分野ごとで、各所管課で、2市1町の所管課で構成します作業部会というものがございます。今委員が申されましたような、そうした協議、調整が必要な事項につきましては、作業部会等で今後、協議していくような形になろうかと思っておりますので、今いただきましたご意見につきましては、そちらのほうにお伝えして、総合政策課としましても、事務局となりますので調整させて、調整というか、協議検討をしていただくように申し伝えたいと思います。

○田中裕委員

ちょっと確認です。今、この資料を見ましたら、そういったふうな項目、子ども医療費に関しての、今後の協議というのか、それは表示されておりましたが、これに追加をされるということですか。

○総合政策課長

その辺りも連携ができるかどうかにもよります。今後そういった新たな検討事業というのは、今後また5年間の第2次の共生ビジョンの期間がございますので、子ども医療費の件に限らず、そういった必要なものが出てくるようなことがあれば、作業部会で検討していくというようなことになっていこうかと思っております。

○田中裕委員

作業部会で検討をできるものですかね。これは、飯塚市の子ども医療費を改正しなくてはならない問題ですよ。どちらかが、飯塚市なのか、嘉麻市なのか。それがこの中で検討されるということは難しいんじゃないかと思うんですよ。ですから、このあたりもしっかり市のほうで、子ども医療費に関しましては、どうするのかというのを、また改めて検討していく必要があると思いますけれども、私はそう思いますが、違いますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

申し訳ございません。現段階ではここにテーブルにのっていないということで、できない状況にあるということになります。先ほども言いましたように、今後、もちろん、まずはできるか、できないかの、当然協議というのが各市町で必要になりますので、それを5年間の間で、子ども医療費に限らず、いろんな事業というのは、やっていくということで、できないということになれば、まだこのテーブルにのらないということにはなろうかと思えます。

○田中裕委員

5年間とは非常に長い気がします。早急に合わせられるものを合わせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」及び「議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

閉会を前に、正副委員長を代表しまして、一言ご挨拶申し上げます。本日をもって、この任期中の当委員会は最後となります。この間、皆様のご協力をいただきまして、委員会運営を円滑に進めることができましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。